

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	5-1
処分の種類	覚醒剤施用機関等の指定の取消等			
根拠法令条例等・条項	覚醒剤取締法第8条			
処分の概要	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者の指定の取消又は業務若しくは研究の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <p>・覚醒剤取締法第8条 覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関の開設者、覚醒剤施用機関の管理者(医療法(昭和23年法律第205号)の規定による当該病院又は診療所の管理者をいう。以下同じ。)、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師若しくは覚醒剤研究者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく処分若しくは指定若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は覚醒剤研究者について第3条第1項(指定の要件)第3号に掲げる資格がなくなつたときは、厚生労働大臣は覚醒剤製造業者について、都道府県知事は覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤製造業者若しくは覚醒剤研究者の覚醒剤及び覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項又は第30条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の2週間前までにしなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			